

目 次

第 1 章	製造所等の意義
第 2 章	法別表第 1 に関する基準
第 3 章	製造所の基準（危政令第 9 条）
第 4 章	屋内貯蔵所の基準（危政令第 10 条）
第 5 章	屋外タンク貯蔵所の基準（危政令第 11 条）
第 6 章	屋内タンク貯蔵所の基準（危政令第 12 条）
第 7 章	地下タンク貯蔵所の基準（危政令第 13 条）
第 8 章	簡易タンク貯蔵所の基準（危政令第 14 条）
第 9 章	移動タンク貯蔵所の基準（危政令第 15 条）
第 10 章	屋外貯蔵所の基準（危政令第 16 条）
第 11 章	給油取扱所の基準（危政令第 17 条）
第 12 章	販売取扱所の基準（危政令第 18 条）
第 13 章	一般取扱所の基準（危政令第 19 条）
第 14 章	消火設備の基準（危政令第 20 条）
第 15 章	警報設備の基準（危政令第 21 条）
第 15 章の 2	避難設備の基準（危政令第 21 条の 2）
第 16 章	仮使用承認に関する基準
第 17 章	仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する基準
第 18 章	予防規程認可に関する基準
第 19 章	休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準
別記 1	換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準
別記 2	電気設備の基準
別記 3	製造所等の配管に係る基準
別記 4	配管の付属範囲の例
別記 4 の 2	隔壁等を貫通する配管等の基準
別記 5	屋外貯蔵タンクの耐震及び耐風圧構造に係る計算例
別記 5 の 2	アスファルトサンド及び雨水侵入防止措置に関する基準
別記 6	防油堤の細部審査基準
別記 7	地下貯蔵タンクの浮力計算例
別記 8	石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）
別記 9	不活性ガス消火設備の技術上に関する基準
別記 9 の 2	ハロゲン化物消火設備の技術上に関する基準
別記 9 の 3	泡消火設備の技術上に関する基準
別記 9 の 4	予備動力源の基準
資料 1	危険物判定資料
資料 2	建築基準法の用途地域と危険物施設の関係

細目次（第 1 1 章 給油取扱所の基準）

ページ

第 1	給油取扱所の定義，区分等	
1	給油取扱所の定義【危政令第 3 条第 1 号関係】	11－ 1
2	形態別の規制区分【危政令第 1 7 条第 3 項～同条第 5 項関係】	11－ 2
3	屋外又は屋内の判定【危省令第 2 5 条の 6 関係】	11－ 5
第 2	給油取扱所の位置，構造及び設備の技術上の基準	
1	屋外営業用給油取扱所【危政令第 1 7 条第 1 項】	11－ 8
▽	第 2 号関係〔給油空地等 (1)～(2)〕	11－ 8
▽	第 3 号関係〔注油空地 (3)〕	11－14
▽	第 4 号関係〔空地の舗装 (4)〕	11－15
▽	第 5 号関係〔可燃性蒸気，漏れた危険物の滞留防止措置等 (5)～(6)〕	11－15
▽	第 6 号関係〔標識及び掲示板 (7)〕	11－18
▽	第 7 号関係〔専用タンク及び廃油タンク等 (8)〕	11－19
▽	第 8 号関係〔専用タンクの構造等 (9)〕	11－19
▽	第 9 号関係〔固定給油設備等への配管 (10)〕	11－20
▽	第 1 0 号，第 1 4 号関係〔固定給油設備等の構造等 (11)〕	11－21
▽	第 1 1 号関係〔固定給油設備等の表示 (12)〕	11－22
▽	第 1 2 号関係〔固定給油設備の位置 (13)〕	11－22
▽	第 1 3 号関係〔固定注油設備の位置 (14)〕	11－23
▽	第 1 5 号関係〔懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置 (15)〕	11－23
▽	第 1 6 号関係〔建築物の用途制限等 (16)〕	11－24
▽	第 1 7 号，第 1 8 号関係〔建築物の構造等 (17)〕	11－25
▽	第 1 9 号関係〔防火塀 (18)〕	11－29
▽	第 2 0 号関係〔ポンプ室等 (19)〕	11－35
▽	第 2 1 号関係〔電気設備 (20)〕	11－36
▽	第 2 2 号関係〔附随設備 (21)〕	11－40
▽	第 2 3 号関係〔その他の設備 (22)〕	11－43
2	屋内営業用給油取扱所【危政令第 1 7 条第 2 項】	11－46
▽	第 1 号関係〔建築物の構造，用途制限 (1)〕	11－46
▽	第 3 号関係〔屋内に設ける通気管 (3)〕	11－46
▽	第 4 号関係〔過剰注入防止設備 (4)〕	11－47
▽	第 5 号関係〔他用途との区画 (5)〕	11－48
▽	第 6 号関係〔所有者等の住居等との区画 (6)〕	11－48
▽	第 7 号，第 7 号の 2 関係〔窓及び出入口 (7)〕	11－48
▽	第 8 号関係〔可燃性蒸気流入防止構造 (8)〕	11－48
▽	第 9 号関係〔二方開放屋内給油取扱所 (9)〕	11－48
▽	第 9 号ただし書関係〔一方開放屋内給油取扱所 (10)〕	11－52
▽	第 1 0 号関係〔可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴，くぼみ等(11)〕	11－55

▽ 第 1 1 号関係〔上部に上階を有する屋内給油取扱所 (12)〕	11-55
3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所【危政令第 1 7 条第 3 項 第 4 号関係】	11-59
4 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所【危政令第 1 7 条第 3 項 第 5 号関係】	11-60
5 自家用給油取扱所【危政令第 1 7 条第 3 項第 5 号関係関係】	11-61
6 メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むものを取り扱う 給油取扱所【危政令第 1 7 条第 4 項関係】	11-63
7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所【危政令第 1 7 条第 5 項関係】	11-64
8 E T B E 含有ガソリンを取り扱う給油取扱所	11-65
9 呼び出しに応じて給油等を行う給油取扱所	11-65
第 3 貯蔵及び取扱いの基準	
1 危険物の最大取扱数量【危政令第 2 4 条第 1 号関係】	11-66
2 貯蔵及び取扱いの基準【危政令第 2 7 条第 6 項第 1 号及び第 1 号の 3 関係】	11-66

◎ 用語の凡例

- 法 …………… 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 危政令 …………… 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- 危省令 …………… 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- 危告示 …………… 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
- 危告不 …………… 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 557 号）
- 危告ハ …………… 製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 558 号）
- 危告泡 …………… 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成 23 年総務省告示第 559 号）
- 施行令 …………… 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 施行規則 …………… 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 建基法 …………… 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 建基令 …………… 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
- 予防条例 …………… 京都市火災予防条例（昭和 37 年京都市条例第 33 号）
- J I S …………… 日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）
- 製造所等 …………… 法第 10 条第 1 項に規定する製造所，貯蔵所又は取扱所をいう。
- 障壁 …………… 危政令第 10 条第 3 項第 4 号の「厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」の壁をいう。

◎ 参考とした運用通知の凡例

（例）（S34 国消予 17）

文書に付された番号を略したもの。

S：昭和
H：平成
ローマ字に続く
算用数字は通知
が発行された年
を示す。

文書に付された記号を略したもの。
（例）
国消予：国消甲予発
自消予：自消丙予発
予：消防予
危：消防危
特：消防特